

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第 6 条第 5 号に規定する知事が別に定めるもの（歴史公文書の選別基準）について

## 1 歴史公文書の選別基準における知事による政策的事項指定の意義

○熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則（平成24年熊本県規則第25号）  
（条例第 2 条第 5 項の知事が規則で定める基準）

第 6 条 条例第 2 条第 5 項の知事が規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 県の機関及び地方独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されていること。
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること。
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること。
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること。
- (5) **前各号に掲げるもののほか、県と県民が記録を共有すべき歴史的に重要な政策に関する事項であって、社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされると知事が別に定めるものが記録されていること。**

(1)から(4)までの基準については、既に基準表策定の中で判断し、基準表の中に盛り込んでいる。(5)に基づき、知事が政策的事項を指定することにより、基準表では、廃棄されることとなる行政文書を歴史公文書として知事へ移管し、保存するため、当該政策的事項については、その全容を保存することができることとなる。

## 2 知事の指定に向けた検証

県政タイムトラベル（熊本県作成）に記載された平成 10 年度以降の県内の出来事を対象に、歴史的に重要な政策に関する事項でありながら、基準表によれば関係文書が廃棄される可能性があると考えられるものを抽出。

(参考) 県政タイムトラベル掲載データ 分類整理表 資料 2 - 2

(参考) 県政タイムトラベルに記載のある記事の整理 資料 2 - 3

## 3 知事が指定する政策的事項（案）

- 1 川辺川ダム問題に関する事項
- 2 水俣病問題に関する事項
- 3 ハンセン病施策に関する事項
- 4 荒瀬ダムの撤去対策に関する事項

- 5 平成11年不知火海高潮災害、平成15年県南集中豪雨災害、平成24年熊本広域大水害に関する事項
- 6 レジオネラ菌感染問題対策、新型インフルエンザ対策に関する事項
- 7 BSE（牛海綿状脳症）対策、口蹄疫対策に関する事項
- 8 市町村合併に関する事項

**（参考） 対象となる文書の範囲（作成又は取得した時期）**

現在、県が保存している過去の行政文書（知事が別に定めるものの対象となる文書）は、保存期間毎に次の範囲となる。

保存期間	当面、廃棄の対象となる行政文書の範囲	備考
永久保存	条例附則の規定により、保存期間が30年を越えた時点で原則として知事に移管	
30年	平成13年度以降に作成、取得した文書から、30年保存となっており、当面、廃棄が発生しない。 平成44年度以降廃棄対象となるが、基準表で30年保存文書の多くは、移管とされており、廃棄される可能性は低い。	
10年	平成10年度に作成又は取得した文書から、廃棄の対象。	平成20年度廃棄対象分までを廃棄し、平成21年度廃棄対象分から、廃棄を凍結している。
5年	平成15年度に作成又は取得した文書から、廃棄の対象。	
3年	平成17年度に作成又は取得した文書から、廃棄の対象。	
1年	平成19年度に作成又は取得した文書から、廃棄の対象。	

作成又は取得年度毎の保存期間別 廃棄対象年度

区分	～H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
永久保存	廃棄しない														
30年保存					H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54
10年保存	廃棄済	H24	H24	H24	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
5年保存	廃棄済						H24	H24	H24	H24	H25	H26	H27	H28	H29
3年保存	廃棄済							H24	H24	H24	H24	H25	H26	H27	
1年保存	廃棄済									H24	H24	H24	H24	H25	

以上のことから、現在県が保有している行政文書が歴史公文書に該当するか否かを検討するためには、平成10年度以降に発生した県内の出来事を対象に、知事による政策的事項の指定について検証を行った。